

5 生工第3号 旧目黒家住宅茅葺屋根・内外装工事

仕様書

a 通 則

1 適用範囲

この仕様書、図面（以下「設計図書」という。）および「公共建築工事標準仕様書（建築工事編）」を適用するものとし、記載のない事項でも、工事完成のために必要と認めるものについては、施工者の責任において施工する。

2 疑義の解釈

設計図書に疑義が生じた場合は、あらかじめ発注者の指示を受けるものとする。

3 現場の納まりなどの軽微な変更

現場の納まり、取り合わせなどの関係で、材料、寸法、取付位置または取付工事等を多少変更するなど軽微なものは、発注者と協議の上、施工すること。このときは、金額の変更を行わない。

4 官公署その他への手続き等

- ① 工事施工に必要な関係官公署等への諸手続は、請負者において迅速に処理しなければならない。これらの諸手続に要する費用は請負者の負担とする。
- ② 関係官公署、付近住民などに対して交渉を要するとき、または交渉を受けたときは、速やかにその旨を発注者に申し出て協議するものとする。

5 提出書類

請負者は、指定する期日までに関係の書類を提出しなければならない。
発注者が別に示す書式がある場合にはその書式による。

6 法令の遵守

請負者は、工事の施工に当たり、労働安全衛生法、建設業法等諸法令に定める工事に関する諸法規を遵守し、工事の円滑な進捗を図らなければならない。なお諸法令の運営適用は、請負者の負担と責任において行うこと。

7 発生材の処理

- ① 工事の施工に伴い生じた発生品（以下「発生材」という。）のうち、発注者の指示により引渡しを要するものは、指定する場所で書類を添えて発注者に引き渡すこと。
- ② 発生材のうち引渡しを要しないものは、発注者の承諾を受けた後すべて場外に搬出し、関係法令等に従い請負者の責任において適切に処理しなければならない。

8 土砂、資材等の運搬

請負者は土砂・資材等の運搬に当たり、積載超過のないように行わなければならない。

9 見学者に対する広報等

請負者は、施工の方法等が見学者等に影響を及ぼすおそれがあるときは、見学者等の安全を確保するため協力を求める看板を掲示するなど必要な措置を講じなければならない。

b 工事現場管理

1 現場代理人および主任技術者

①現場代理人は、工事現場の管理運営に必要な知識と経験を有するものを指名し、発注者と連絡を密にとり、施工に正しく反映することに努め、工事の円滑な処理を図ること。

②工事の施工に関して主任技術者等または専門技術者を置く場合は、工事現場内の権限について現場代理人との関係を明確にしておくこと。

2 労働災害の防止

工事現場における安全衛生については、現場代理人が責任者となり、関係法令等に従い必要な措置を講ずるなど、常に工事の安全に留意して現場管理を行い、労働災害の防止に努めなければならない。

3 工事現場の保安

請負者は、工事現場への労働者その他関係者の出入りを適切に管理し、火災、盗難その他の事故の防止に努めなければならない。

4 工事用電力設備の保安

工事用電力設備の保安責任者には、法令に基づく有資格者を定め、現場代理人の管理のもとに適切な保安業務を行うこと。

5 災害および公害等の防止

工事の施工に伴う災害及び公害の防止並びに風水害対策については、関係法令に従い適切に措置すること。

6 公衆災害の防止

請負者は公衆の生命、身体及び財産に関する危害及び迷惑を防止するため、現場に仮囲い、危険標示の設置など保安上必要な措置を講じなければならない。

7 事故発生時の措置

請負者は、工事施工中、工事の実施に影響を及ぼす事故、人身に損傷を生じた事故または第三者に損害を与えた事故が発生したときは、直ちに応急処置等所要の措置を講ずるとともに、事故

発生の原因及び経過、事故による被害の内容等について、速やかに発注者に報告しなければならない。

8 養生

請負者は、施工建物が国指定重要文化財であることを念頭に入れ、工事の施工済部分、既存部分、未使用機器、備品、材料等で施工中汚損し、または損傷するおそれのあるものは、適切な方法で養生をすること。

9 関係書類の常備

請負者は、工事に係る関係書類を備え、発注者が随時閲覧できるように整理しておく。

10 現場の整理整頓

工事の施工中、機械器具、材料等は保安上の妨げにならないよう使用の都度整理し、不用のものは場外に搬出するなど、工事現場の整理整頓に努めること。

11 後片付け

請負者は、工事の完了に際し、工事現場及びその関連する部分の後片付け及び清掃を行うこと。

12 火気の取り扱い

工事対象の建物は国指定重要文化財であり、工事中に火気を使用するときは、火災に注意し工事を進めること。現場内には消火器を備えること。また、当該地域内での喫煙を禁じる。

c 施 工 管 理

1 実施工程表

- ①請負者は、工事現場において着工するのに先立ち、工事实施に必要な工程表（以下「実施工程表」という。）を作成し、提出すること。ただし、軽易な工事については、発注者の承諾を受け提出を省略することができる。
- ②実施工程表上の工程及び工程内容等に変更の必要が生じ、その内容が重要な場合は、変更実施工程表について上記①と同様とする。
- ③発注者の指示により、実施工程表を補足する週間または月間の工程表及び工種別工程表その他を作成し、提出すること。
- ④他の工事と関連ある事項に付いては、発注者の指示を受け調整すること。

2 施工計画書

- ①着工に先立ち、工事の総合仮設をまとめた施工計画書を作成し、発注者に提出すること。ただし、軽易な工事については、発注者の承諾を受け提出を省略することができる。
- ②各工種別に材料工法等を具体的に定めた施工計画書を作成し、発注者の承諾を受けること。ただし、軽易な工事については、発注者の承諾を受け作成を省略することができる。

3 施工図・原寸図等

請負者は、施工図、原寸図等を必要に応じて速やかに作成し、発注者の承諾を得ること。

4 施工の立会、確認

請負者は、工事の進捗が主要な工事段階の区切りまたは発注者と協議して定めた工程に達したときは、発注者の確認を受けて次の工程に移行すること。

5 工事の報告および記録

①工事の進捗状況など現場の状態を発注者の指示により報告すること。

②請負者は、発注者が指示した事項及び協議した事項について正確に記録し、これを系統的に整理すること。

6 作業日報

請負者は、必要に応じ、その日の作業の内容を詳細に記し、且つ翌日の作業予定を記した作業日報を作成する。

7 工事記録写真

①請負者は、工事全般にわたって工事の記録写真撮影を行い、発注者が随時閲覧できるよう整理編集するとともに、工事完了時に写真帳として提出すること。特に、工事完了後に撤去または隠ぺいされ確認が不可能となる部分に付いては、設計図書通り施工されていることを確認できるように主要な部分を撮影すること。

②提出した写真は、発注者に帰属する。

8 発見物・墨書

工事中に発見した物、墨書、符号その他参考となる資料はその都度発注者に報告する。また発見状況のわかる写真撮影をする。（カラー、工事完了後データと共に整理して提出する。）

d 材料

1 品質

本工事に使用する材料は、仮設材料及び特に記載されたもののほかは、すべて日本産の新品とし、特注品は在来仕様の見本品及び図面により作成する。

2 見本

請負者は、材料、仕上げの程度、色合い、柄等については、あらかじめ見本を提出して発注者の承諾を受けること。

3 補足材

各工事の補足材は設計図書の数量・寸法によるが、必要に応じ発注者の承諾を受けること。

4 材料検査

- ①各種材料については、すべて検査を受け、合格したものを使用する。また、不合格品については、速やかに場外に搬出し、代品を納入して工事の進行に支障をきたさないようにする。
- ②検査に直接必要な費用は、請負者の負担とする。

5 材料保管

検査に合格した材料は、請負者の責任において良好な状態で保管し、湿気・火災・盗難等に対して十分対策をとること。

e 参考

工事の施工に当り、関係する法令等のうち、いくつかを参考として例示する。

建築基準法	(昭和25年法律第201号)
建設業法	(昭和24年法律第100号)
道路交通法	(昭和35年法律第105号)
騒音規制法	(昭和43年法律第98号)
振動規制法	(昭和51年法律第64号)
消防法	(昭和23年法律第186号)
文化財保護法	(昭和25年法律第214号)
電気事業法	(昭和39年法律第170号)
労働基準法	(昭和22年法律第49号)
労働安全衛生法	(昭和47年法律第57号)
労働者災害補償保険法	(昭和22年法律第50号)
廃棄物の処理及び清掃に関する法律	(昭和45年法律第137号)

f 提出書類一覧(参考)

詳細については発注者と協議する。

着工届、工事写真、完了届、その他発注者が指示する書類

g 屋根工事

1 概要

主屋北面の茅葺屋根を差茅による修繕と裏中門のぐしの修繕を行う。

2 材料

使用する材料は下記を標準とする。

山茅 長1.5m以上、腐れや根曲がりの等のない乾燥した良質品

ぐし 下地材 杉赤身1等材 ぐし鋼板巻 t=0.4mmカラー鋼板

3 差茅

軒先の水切り茅より差茅を行う。腐朽がひどい茅は抜き取り、腐朽が軽い茅は引き出して腐朽部分を刈り取る。間隙部や緩み部に切り茅を差し込み、ガンキで叩いて屋根の勾配に合わせていく。これを順次繰り返す、軒先から棟まで葺き上げていく。茅抜き取りの際に押鉾

竹まで抜け出す場合は、押銚竹の交換・追加、縄の締め直しを行う。

4 ぐし

腐朽・破損の著しいものあるいは現状変更等の事由により取替または新補する材は、原則として旧来と同種材とし、旧形・旧工法を踏襲する。取替材は補足木材明細書を標準とする。すべて乾燥材とする。取替材および新補材には見え隠れに修理年号を刻した焼印を押す。

下地に合わせて加工し、カラー鋼板巻きを施工する。

5 発生材処分

不要となった茅材等は、適当な大きさ委に結束して指定する場所にいったん集積し、最終的には関連法令に従い適切に処分する。

h 左官工事

1 概要

・真壁の中塗り、漆喰、砂壁仕上げ等の仕上げ種別は原則として在来に倣う。壁の詳細な仕様は調査を行ったうえで実施計画を立てる。

2 材料

中塗り土……荒壁土で5mm篩に水通ししたもの

色砂壁……既存壁解体後確認

砂 ……荒目勝の川砂

苧 ……荒壁用藁苧は打藁を3cm～9cmに切断したもの、中塗りは揉苧、上塗用は晒麻苧、紙苧等

のり ……角又または銀杏草

石灰 ……塩焼消石灰

貝灰 ……規格品

3 調合

斑直し土……荒壁土に適宜砂を加える。

中塗り土……簀漉し土1m³、川砂0.3m³～0.7m³（土の粘性による）、揉苧12kg。

砂漆喰……石灰20kg、川砂20kg程度、銀杏草1kg程度を煮込んだ糊、マニラ苧1kg程度を混練し、一昼夜置いて使用する。マニラ苧は使用前に1日以上水に晒して使用する。

上塗漆喰……石灰20kg、川砂20kg程度、銀杏草1kg程度。

4 工法

① 荒壁付け

粘土に旧壁土を十分混ぜ、藁苧を入れてよく切り返し、ねかせたものを用いる。塗り上げにあたっては、十分小舞に摺り込み、指定の厚さに塗り上げる。大壁は特に団子状にまるめ、手で投げつける。次に泥が落ちぬように下げ縄を伏せ込みながら、手のひらで平滑にしたうえで指先を使って目荒しをする。隅部は下げ縄をお互いに交差させて伏せ込んだうえで、さらに切藁を矩折に伏せ込む。裏返しは真壁の荒打ちが生乾きのうちに、大壁は乾燥後行う。

② 斑直し

大壁は荒壁乾燥前に大斑直しを行う。苧の少ないノロ状の泥を塗厚 6mm 程度に塗付けたうえで、斑直し土を付け（塗厚 5cm）、下げ縄の 2 回目の伏せ込みを行う。その後定規摺り、金鋺による不陸調整を行い、クシによる目荒しを行う。小斑直しは塗厚 4 cm に塗り付ける。斑直し土は、荒壁土を漉したものに更に川砂と藁苧を加えたものを使用する。真壁は、荒壁乾燥後貫材の上に寒冷紗を張って貫伏せを行う。壁周囲部材には朱墨を打って壁厚を決め、チリ廻りには布連を打ち、チリ漆喰を用いて塗り込める。貫伏せ、チリ廻り乾燥後、斑直し土をつけおくり、大斑をとり次に小斑をとる。

③ 中塗り

斑直し乾燥後、中塗り土を薄手の鋺で十分押しつけ、不陸のないよう塗り上げる。中塗り仕上げの箇所は過度に丁寧にならないよう注意する。

④ 漆喰上塗り

上塗りは指定の厚みに上塗り用漆喰を用い、不陸のないよう塗り付け。水引後斑やチリ切れなどのないように仕上げて金鋺で十分磨き上げる。

⑤ 色砂壁

中塗りをよく乾燥させてから、斑やチリ切れなどのないように、鋺押えを十分にを行い、入念に塗り仕上げ。色漆喰をはじめ各材料とその調合は、試験調合、塗実験を行って事前に良否を検討する。

左官材料の保管は常に乾燥状態とし、塗り上げ後の乾燥は自然な状態で行い、乾燥が進みすぎる場合には、シート覆い・むしろ掛けによる早期乾燥予防の措置を講じる。また寒冷時の施工は避け、やむを得ない場合は適当な温風扇などを準備し保温措置を施し、壁の凍結を防止する。なお壁塗り着手前に隣接部材の汚損を防ぐため紙張りやシート養生を施す。

i 建具工事

設計図書に記載の内容について、下記により施工する。

1 補修

いずれも補修箇所・寸法について実施時に詳細な仕様を定めて補修を行う。接木・矧木には接着剤を用いる。強度を必要とする部分はエポキシ系の接着剤を用いる。その他の埋木・剥木等には酢酸ビニル系（木工ボンド）の接着剤を用い、必要に応じて見え隠れに忍釘打ちとする。

2 古色塗・漆塗

新調、補修により新規に補足した木材には、古材および周囲と調和するよう古色塗を施す。塗装は柿渋・松煙・アンバー粉・弁柄等を調合したものとする。

施工前に手板により色合わせを行い、承認を受ける。

3 建て込み

建て込みの際に戸口や内法材に合わせて調整を行い、隙間を生じないように建て込む。